

# 離婚届の記載例

## (1) 氏名・生年月日

戸籍謄本または戸籍全部事項証明書に記載されている氏・名で書いてください。  
住所  
住民票のあるところを書いてください。

## (2) 本籍

本籍の表示は、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書に記載されているとおりに書いてください。  
※当事者が外国人のときは、本籍欄に国籍を書いてください。(例「国籍〇〇」)  
※筆頭者氏名は、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書のはじめに記載されている方の氏名を書いてください。  
※父母との続柄は、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書に記載されているとおりに書いてください。  
※養子縁組をされている方は、養父母の氏名を書いてください。

## (3) 離婚の種別

協議離婚・和解・調停・請求の認諾・審判・判決のいずれかの□に✓をつけてください。  
※調停・和解の場合は成立年月日、請求の認諾の場合は認諾年月日、審判・裁判の場合は確定年月日を書いてください。  
※協議離婚以外の場合は、裁判所発行の書類が必要です。

## (4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍

婚姻により氏を改めたものは、原則として旧姓に復することとなります。ただし、希望により離婚の際(婚姻中)に称していた氏を引き続き称することもできます。  
① 旧姓に復して元の戸籍にもどる場合  
現在も元の戸籍がある場合に限り。元の戸籍が除籍になっている場合は新しい戸籍をつくることになります。  
② 旧姓に復して新しい戸籍をつくる場合  
希望する本籍を書いてください。  
③ 離婚の際(婚姻中)に称していた氏を引き続き称する場合  
この欄には何も書かないでください。別途「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2)」を記載のうえ提出する必要があります。  
※この届は離婚の日から3か月以内に限られます。この届をされたあと旧姓に戻ることを希望されるときは、家庭裁判所の「氏の変更許可」が必要となります。

	婚姻により氏を改めた方	記載例
① 旧姓に復して元の戸籍にもどる	夫	<input checked="" type="checkbox"/> 夫 は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
	妻	<input type="checkbox"/> 夫 は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
② 旧姓に復して新しい戸籍をつくる	夫	<input checked="" type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
	妻	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる

## 証人

証人になる方は、成年に達している人で、この離婚の事実を知っている人であればどなたでもなれます。(2人必要です。)  
※生年月日・住所・本籍も届出人と同様、省略せず書いてください。

## 証人署名

各自署名をしてください。押印は任意です。※証人は協議離婚の時のみ必要

### 離婚届

令和〇年〇月〇〇日届出  
広島市〇〇区〇〇区長(届出先)

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日
第 〇 号	第 〇 号
送付 令和 年 月 日	広島市 区長 印
第 〇 号	
書類調査	戸籍記載
記載調査	調査票
財産	住民票
通知	

(1) 氏名 (よみかた) 夫 氏 妻 氏  
生年月日 昭和 平成 〇〇年〇〇月〇〇日 昭和 平成 〇〇年〇〇月〇〇日

(2) 住所 広島市中区国領寺町一丁目 広島市東区東盤屋町  
番地 4番 21-101号 番地 9番 38-202号  
(世帯主として) 世帯主の氏名 世帯主の氏名

(3) 本籍 広島市南区皆実町一丁目 番地 5番  
(外国人のときは) 筆頭者の氏名  
父母及び養父母の氏名 夫の父 妻の父  
父母との続柄 母 母  
(世帯主として) 養父 養母 養父 養母

(4) 離婚の種別 協議離婚 年 月 日 成立 和解 年 月 日 成立  
調停 年 月 日 成立 請求の認諾 年 月 日 成立  
審判 年 月 日 確定 判決 年 月 日 確定

(5) 婚姻前の氏にもどる者の本籍 広島市西区福島町二丁目 番地 2番 筆頭者の氏名

(6) 未成年の子の氏名 夫が親権を行う子 妻が親権を行う子

(7) 同居の有無 同居 平成 令和 〇〇年〇〇月〇〇日 から 昭和 平成 令和 〇〇年〇〇月〇〇日まで (同居をはじめてから) (別居したとき)

(8) 別居する前の住所 広島市中区国領寺町一丁目 番地 5番 34号

(9) 別居する前の世帯のおもな仕事と  
1. 農業だけまたは農業とその他の仕事をもっている世帯  
2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯  
3. 企業・個人商店等(官公庁を除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)  
4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)  
5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯  
6. 仕事をしている者のいない世帯

(10) 夫婦の職業 (別居調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)  
夫の職業 妻の職業

その他

届出人署名 夫 妻 印

## 記入の注意

太線わく内は書かないでください。鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。  
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。  
広島市の各区役所・出張所へ届け出るときは、1通出してください。広島市以外に届け出るときは、届書の通数について、その市町村に事前にお確かめください。

そのほかに必要なもの  
調停離婚のとき→調停調査の謄本  
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書  
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書  
和解離婚のとき→和解調査の謄本  
認諾離婚のとき→認諾調査の謄本

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名 (※押印は任意)	印
生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 〇〇年〇〇月〇〇日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 〇〇年〇〇月〇〇日
住所 広島市安佐南区古市一丁目 番地 33番 14号	広島市安佐北区可部四丁目 番地 13番 13号
本籍 広島市安芸区船越南三丁目 番地 4番	広島市佐伯区海老園二丁目 番地 200番

□には、あてはまるものに□のようにしるしをつけてください。  
今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を出す必要があります。)  
よみかたは、戸籍には記載されません。住民票の処理に必要ですから、書いてください。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合は、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。  
・未成年の子がいる場合は、次の□にあてはまるものにしるしをつけてください。  
面会交流について取決めをしている。  
まだ決めていない。

・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□にあてはまるものにしるしをつけてください。  
養育費の分担について取決めをしている。  
取決め方法: (①公正証書 □それ以外)  
まだ決めていない。

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。  
このチェック欄についての法務省の解説動画  
法務省作成のパフレット

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。  
【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

各自署名してください。  
○届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

## (5) 未成年の子の氏名

未成年の子がいるときは、親権者となる夫または妻の欄に氏名をフルネームで記入してください。  
※どちらが親権者になられても子の戸籍に変動はありません。  
※子を離婚後の母(又は父)の戸籍に入籍させるには、家庭裁判所の「子の氏の変更許可の申出」をして許可を得たのち「許可の審判書」を添付して「入籍届」をしてください。

## 届出人署名

各自署名をしてください。  
押印は任意です。

## 連絡先

※平日午前8時30分から午後5時15分の間で連絡の取れる電話番号を書いてください。

証人は二人必要です。